

平成 30 年 6 月 13 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2013～2017

課題番号：25300031

研究課題名(和文) 帝政ロシアによる露領アメリカ経営と環太平洋における海洋秩序の変容について

研究課題名(英文) Management of Russian territory in the United States of America by Russia and the change of the sea order in the Pacific Rim.

研究代表者

麓 慎一 (FUMOTO, Shinichi)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号：30261259

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,400,000円

研究成果の概要(和文)：この研究によって大きく三つの成果を得ることができた。第一に、ロシアがアラスカをアメリカ合衆国に売却したことが環太平洋の海洋秩序を変化させたことである。第二に、1911年に締結された臙肭保護条約によって海洋秩序が再編されたことである。第三に、この秩序の形成過程において日本が保護条約に参加していなかったために条約の締結が遅延したことである。以上の三点が研究成果の概要である。

研究成果の概要(英文)：I was able to obtain three results by this research. In the first place, Russia sold off Alaska in the United States of America. This research showed clearly that this changed the sea order of the Pacific rim. I showed clearly that sea order was reorganized by the sea order treaty concluded in 1911. Since Japan had not participated in a protection treaty in the formation process of this order, conclusion of the treaty became slow. The above three points are the outlines of the result of research.

研究分野：日本近代史

キーワード：ロシア アメリカ合衆国 イギリス 日本 アラスカ 環太平洋 露米会社 千島列島

1. 研究開始当初の背景

帝政ロシアによる露領アメリカ(アラスカ)経営と環太平洋における海洋秩序の変容は、日本の千島列島の政策に影響を与えていたが、国内では申請者以外にこの問題について研究を推進している研究者は極めて少数であった。

ロシアでは、著名なボルホビッチノフなどによって露領アメリカの経営を担った露米会社についての膨大な研究があるが、本研究が推進しようとする露領アメリカの売却と露米会社の崩壊がどのような影響を環太平洋の海洋秩序に与えたのか、という点を考察した研究は極めて少数であった。

ウラジオストックの研究者が、この問題に関連する論考を発表していたが、それはアメリカ合衆国や英領カナダの密猟者を取り締まるロシアの太平洋艦隊に関する論文であった。ロシア極東の海軍の拠点であったウラジオストックがそれに関してどのような役割を担ったのか、という点からの分析で、申請者の研究と関連しているが、その視点は大きく異なっていた。これが研究開始当初の本研究に関する研究状況と背景であった。

2. 研究の目的

19世紀後半において帝政ロシアの領土であった露領アメリカ(アラスカ)の経営と売却が環太平洋の海洋秩序に与えた影響を解明することが主たる研究の目的であった。環太平洋の北方海域、ベーリング海域は、帝政ロシアが露領アメリカ(アラスカ)を経営していた1867年までは、ロシアの海軍によって厳しい漁業・漁猟規制が行われていた。しかし、同地域の売却によって、その海洋秩序は大きく弛緩し、アメリカ合衆国や英領カナダの海獣業者、ラッコ猟者・オットセイ猟者がアリューシャン列島・カムチャッカ半島・千島列島において密猟を行うようになった。それに対して、1890年代からアメリカ合衆国・イギリス・ロシア・日本によって規制条約が検討され、1912年にラッコ・オットセイ保護条約が締結された。これらの問題を分析することが本研究の目的であった。

3. 研究の方法

ロシア・アメリカ合衆国・イギリスを中心とし、補助的に韓国において調査を行い、史料を収集し分析する。特に、サンクト・ペテルブルグのロシア国立海軍文書館とモスクワのロシア国立外交文書館の史料の収集と分析が本研究の中核であった。

アメリカ合衆国では、国立公文書館における露米関係史料を分析した。本史料については、一部が東京大学史料編纂所に所蔵されているので、それを分析した上で、効率的に収集し分析した。英領カナダの問題については、イギリス議会文書を日本の国立国会図書館において収集したうえで、イギリスにおいて

関係史料を収集し、分析した。

さらに、日本国内においてロシア史料を系統的に所蔵している北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターおよび密猟船の寄港地であった函館・横浜などでも補助的に調査を実施した。

以上が研究の主たる方法であった。

4. 研究成果

(1)ロシアの国立海軍文書館(サンクト・ペテルブルグ)において露領アメリカ(アラスカ)関係文書を系統的に分析し、1820年代のロシアのベーリング海閉鎖の宣言が環太平洋の海洋秩序の変容に影響を与えていたことを解明することができた。

また帝政ロシアが1867年に露領アメリカ(アラスカ)を売却したときにそれに付随する海域が不明瞭であったことがその後の海洋秩序の再編を困難にさせた要因であったことも解明できた。

この点は特に、イギリスの議会文書によって明らかにできた。この分析を北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターの研究会(客員研究員セミナー)で発表し、関係する研究者から助言を得ることができ、研究を進展させることができた。

具体的には以下の点を明らかにできた。第一は、アラスカ商会の活動である。アラスカ商会は1870年にプリビローフ諸島のラッコ猟の権限を、1871年にコマンドルスキー諸島およびチュレーニ島のラッコ猟の権限を獲得した。1870年から1889年にいたるまでオットセイの毛皮の売買は、プリビローフ諸島とコマンドルスキー諸島・チュレーニ島を賃貸したアラスカ商会の支配下に置かれ、ロンドンでのオークションで毎年、売買された。これは毛皮の全体数の72パーセントを、金額では、全体の売買の90パーセントを占めることになった。

第二は、アラスカ商会と猟船との紛争およびそれが地域に持っていた影響力についてである。一例をあげる。1883年8月12日頃、ベーリング島でスノーが拿捕される事件が発生した。蒸気船が彼の乙女号の近くに碇泊してボートを降ろした。ベーリング島のグリブニツスキー中尉とコサック兵二人、アレキサンダー号のサンドマン船長と数人が、早乙女号に乗船してきた。この蒸気船は、アラスカ商会の所属船だったが、ロシア国旗を掲揚していた。このようにアラスカ商会の船が猟船の取り締まりを実施していた。

次にアラスカ商会の影響力である。アラスカ商会の拠点だったペトロパプロフスクには、約350~400人の住人がいた。町内の約100戸の丸太小屋や教会などの建物は、アラスカ商会が建てたもので、その強い影響下にあった。

このようにアラスカ商会の環太平洋の北方地域における役割は極めて大きなもので

あったことを解明した。

(3) イギリス国立文書館での調査でベーリング海における海獣業に関する文書を系統的に閲覧し、この問題がイギリスの主要な外交問題の一つになっていたことを明らかにできた。さらにはイギリスがこの問題についての外交交渉をロシアやアメリカ合衆国と実施するさいに、関係部局でどのような議論がなされていたのかも解明できた。

ここでは 1892 年からの状況を取りあげて説明する。英米仮条約が、1892 年 4 月にワシントンで締結された。さらに 1893 年 2 月にこれに関連する会議が開催された。ここでアメリカは、ロシアがかつてベーリング海および同海におけるオットセイ猟の管理権を有していたことを主張し、イギリスがこれを承認した、と指摘した。

この会議でアメリカは、ロシアの権限が 1867 年のアラスカの譲与とともに、アメリカに移譲されたと主張し、アラスカのオットセイ獣を保護するためにこれまで実施した処置は正当なものであり、これに関してイギリスから受けた損害の賠償を求めた。

さらに、もしもアメリカがオットセイ獣に対して所有権を有しない、となった場合にはイギリスとアメリカが協力してオットセイ獣の濫獲を禁止する取締規則の採択を要求した。

一方、イギリスの主張は以下の三点であった。第一に、1821 年のロシアの勅令による太平洋（ベーリング海）の閉鎖について、イギリスとアメリカは共同で抗議した。従って、アメリカもこの勅令の有効性を否定していた。第二に、1824～25 年にロシアはイギリスとアメリカのこの海域における航海および漁業の権限を承認した。第三に、1867 年にロシア領アメリカ（アラスカ）のアメリカへの譲渡以後もベーリング海および太平洋のアメリカに属さない海域の航行および漁業は許可されていた。

イギリスは、ベーリング海は世界の公海なので各国は航海と漁獲を行う権利あり、航海と漁獲の権利は単に一国ないしは数国の布告または要求によって剥奪や制限を受けるものではない、と主張した。

このように明治 20 年代の海洋秩序の形成が 1820 年代のロシアのベーリング海の閉鎖宣言と関連していたことを明らかにした。

(3) 環太平洋の海洋秩序の形成にあって日本が 1912 年まで国際協定に参加しなかったことが、その形成を遅らせた要因であったことを、特にイギリスおよびロシアの外交文書から明らかにした。

この点については、日本の海獣猟船の拿捕をめぐってロシアの外務省と海軍省でも意見の相違があったことや、ロシア海軍の警備艇が日本の海獣猟船が条約に違反していないことを理解したうえで拿捕を行っていた

ことなども明らかにできた。これは日本の外務省がロシア側に厳重に抗議するなど国際問題化していたが、その原因を明らかにすることができた。

(4) 1912 年にラッコ・オットセイについての国際条約が締結されたことで、その事業に従事していた企業家や千島列島のアイヌ民族が大きな影響を受けたことを解明することができた。とりわけ千島列島（シコタン島）のアイヌの北千島での出稼猟が中止されたことは、海洋秩序の形成と地域社会が密接に関係していることを示唆しており、成果の一つとしてあげることができる。

(5) 環太平洋の北部（ベーリング海）で拿捕された日本の海獣猟船の船員に北海道出身者だけでなく小笠原などの出身者があり、同海域における活動の担い手が広範囲にわたっていたことを解明できた。

また、この日本の海獣猟船が横浜や函館で補給や船舶の修理などを実施しており、これらの都市が環太平洋の北部の海域における日本人の猟業と密接に関連していることが判明した。

これは、ウラジオストックがロシア極東の中で担って役割と同様であった。

(6) 日露戦後のポーツマス条約による日本の樺太領有が環太平洋の海洋秩序の形成に影響を与えたことをイギリスの外交文書から解明した。

樺太南方のロッペン島はオットセイの群生地であり、この島におけるオットセイ猟の可否がその個体数の維持に関係することから問題となった。環太平洋における他のオットセイの群生地と同様にロッペン島においてもその捕獲の禁止が日本に求められたことが問題の契機であった。

イギリスは、日本政府のロッペン島におけるオットセイの保護に関する見解を、1905 年 11 月 2 日付で日本の外務省に照会した。日本政府は、日本の軍隊による樺太の占拠の以前にあって、ロッペン島の周辺におけるオットセイの保護に責任を負うことは、一般的に不可能なことである、と回答した。

日本政府は、陸軍によってロッペン島の付近でのオットセイ猟を禁止し、軍艦が禁猟の監視にあたった。これによってイギリスの軍艦によるパトロールは不必要なものとなった。

日本のロッペン島の軍事的な占領下にあつては、このような方策は不確実で不完全なものであった。しかし、その後のポーツマス条約の締結によってロッペン島の主権が日本のもとなり、次のオットセイ猟が実施される前にその保護を目的とした規定を作成して管理下に置くことを日本政府は企図した。

このように日本側は、日露戦争によるロッペン島の領有が確実になっていくに従い、イ

ギリスが懸念するオットセイの保護も段階的に整備した、と主張しイギリス側が申し入れていたイギリスの軍艦によるパトロールも必要ではない、と通知した。

このように環太平洋の海洋秩序の形成と日露戦争による日本のロップン島の領有が密接に関係していることを明らかにした。

(7) 露米会社がアメリカ合衆国の東海岸やハワイで活動していたことが環太平洋の海洋秩序の形成や変動に大きな影響を与えていたことを解明した。特に、ロシア国立海軍文書館が所蔵している露米会社関係史料の分析がこの解明のために寄与してくれた。

近世後期の千島列島がこの露米会社の活動の中でどのような意義を有していたのかも理解することができた。

具体的には「露米会社の理事会から露米会社主任ムラヴィヨフ への書翰 クリル諸島における狐猟について(1821年3月4日)」や「露米会社の理事会から露米会社主任ムラヴィヨフ への書翰 クリル諸島での産業活動と狩猟の拡大のためにその住人を利用する必要性について 1826年4月16日」などである。これらの史料から、近世日本において千島列島がどのような意義を有していたのか、というこれまでの研究状況を打破して、環太平洋地域の中でその意義を解明する手掛かりを得ることができた。このロシア国立海軍文書館の露米会社関係史料については、最も重要なファイル全てを入手できた。

さらに ロシアの環太平洋政策と日本の関係を考え、世界史と日本史をどのように関連づけて捉えるのか、という点の分析を進めた。これにより、ロシアが日本との関係を希求したのは、基本的にはロシアの環太平洋政策、すなわちロシア領アメリカ(アラスカ)やカムチャッカ半島を経営するためだったことを明らかにした。

このような関係を変化させたのは、ペリー来航・クリミア戦争・アロー号事件(第二次アヘン戦争)だった。ロシアによる樺太の占拠はペリーの樺太への進出を警戒して実施された。しかし、それはクリミア戦争による英仏艦隊からの攻撃を懸念して中止された。ロシアが清と締結した愛璦条約による沿海州の領有との関係から東シベリア総督のムラヴィヨフは樺太の領有を企図して日本に來航した。一方で、クリミア戦争後にはロシア領アメリカ(アラスカ)の経営の困難さが指摘されるようになり、それは1867年にアメリカ合衆国に売却された。

近世後期にあってロシアの日本の北方への進出や極端な場合には北からの侵攻という領土的野心を前提とした理解は、ロシアの環太平洋政策の企図を十分に理解していないことからくる誤謬であることを示した。

(8) 明治20年代から千島列島の開拓と防

備を担った報効義会について、環太平洋の海洋秩序の変容との関連に留意しつつ分析した。

この報効義会の会長だった郡司成忠が、千島列島だけでなく太平洋南部・アラスカ・台湾などでも活動していたことを明らかにできた。

郡司成忠は、露領沿海州水産組合の立ち上げに深く関与した人物であり、ロシア領アメリカ(アラスカ)売却後の海洋秩序の変容と日本人の北洋漁業がどのように関係しているのかを解明することができた。これに関連して、海洋秩序の再編にあってアメリカ・イギリス・日本とロシアの間に領海の範囲についての見解に相違があったことも解明できた。これは環太平洋だけでなく、東アジアにも波及した。この点については、韓国での研究会で発表しさらに研究を進展させる示唆を得た。

(9) 環太平洋における漁業が日本とロシアだけでなく中国も関係していることを明らかにできた。日本人がロシアの沿海州地域で獲得、またはロシア人の漁業者から購入した鮭・鱒を塩で加工して清国で売買する、という計画は、水産業者の団体である露領沿海州水産組合が単独で行なったものではなかった。これは農商務省・外務省などの関係省庁のバックアップによって実行され、新たな販路の開拓につながった。

しかし、この成功はロシア商人や清国の漁商に、日本人を媒介せずに直接、取引を行うことで、利益を上げることができると、いうことを気付かせることになった。このような動向がニコラエフスクと上海の間で発生していたことを論証した。ロシアの沿海州地域で日本人が行う漁業活動ー北洋漁業ーが二国間関係から日本・ロシア・清国という三国間の関係に規定されたことを論証した。

(10) 郡司成忠の報効艦隊の創設運動が、環太平洋および環日本海におけるロシアの義勇艦隊の活動に対峙するために行われたものであることを明らかにした。

これは、主要には、政府による北千島定期航路の就航が実現できなかった、という状況を受けて構想された。しかし、この報効艦隊は、単に報効義会の北千島における活動を円滑にする、というだけではなかった。シュムシュ島が、コマンドルスキー諸島周辺における猟業の基地として、さらにはオホーツク海における有望な鱈漁のためのそれとして機能するためには、報効艦隊によって多くの猟業者と漁業者をこれらの地域に送り届ける必要があった。その一方で、この艦隊は、それらの地域で活動できない冬季に、朝鮮沿海における鱈漁と諸地域の運送を担うことが期待された。

郡司成忠と報効義会の活動は、海洋秩序の変容に対応して、北千島から日本海へ、

そして明太魚漁からオットセイ猟へとその活動範囲を拡大していったのであった。

以上の点が本研究の成果である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

麓慎一、「報効艦隊の創設について 北千島から日本海へ」、『環日本海研究年報』、査読無、2014、vol.21、2014、PP.19~44、<http://hdl.handle.net/10191/27029>

麓慎一、「千島列島へのアイヌの出稼ぎ問題について」、『新潟大学教育学部研究紀要』、査読無、vol.6-2、2014、PP.155~167、<http://hdl.handle.net/10191/26381>

麓慎一、「近世後期における北方の境界問題」、『日本史研究』、査読無、vol.630、2015、PP.24~38、

麓慎一、「明治政府の対外政策 樺太・朝鮮・台湾」、『東京大学史料編纂所紀要』、査読無、vol.25、2015、PP.170~180、www.hi.u-tokyo.ac.jp/publication/.../kiyo0025-14.pdf

麓慎一、「明治30年代中期における千島列島について - 遠洋漁業の展開と報効義会 -」、『新潟大学教育学部紀要』、査読無、vol.7-2、2015、PP.297~317、<http://hdl.handle.net/10191/31972>

麓慎一、「近代日本における北洋漁業の展開 中国との関係を中心に」(中国語)、『海大日本研究』(中国海洋大学)、査読無、2016、PP.23~32、

麓慎一、「Russia's Expansion to the Far East and Its Impact on Early Meiji Japan's Korea Policy pp1 - 12 Russia and Its Northeast Asian Neighbors: China, Japan, and Korea 1858-1945 LEXINGTON BOOKS、査読無、2016、PP.1~13、

麓慎一、「日露戦争と千島列島 報効義会の活動について -」、『新潟大学教育学部紀要』、査読無、vol.9-2、2017、PP.253~260、

麓慎一、「露領沿海州水産組合の成立について - 郡司成忠を中心に -」、『環東アジア研究』、査読無、vol.10、2017、PP.18~33、<http://hdl.handle.net/10191/47312>

麓慎一、「ロシアの環太平洋政策と日本」、『歴史と地理』、査読無、710、2017、PP.1~11、

[学会発表](計8件)

麓慎一、「千島列島のアイヌ民族史」、『アイヌ文化普及啓発セミナー アイヌ文化振興・研究推進機構、2014年(札幌)・(東京)

麓慎一、「世界の中の新潟 福沢諭吉からウラジオストックへ」、『歴史講座(招待講演)』2014年、新潟市万代市民会館(新潟)

麓慎一、「世界の中の函館 近代日本における函館の位置」、『函館外国人居留地研究会(招待講演)』2015年、函館市立図書館(函館)

麓慎一、「近代日本における北洋漁業の展開と中国」(招待講演)、中国海洋大学、2015年(青島)

麓慎一、「19世紀後半における日露関係とサハリン島の諸民族」、『第31回北方民族文化シンポジウム 網走』、2016年、オホーツク・文化交流センター(釧路)

麓慎一、「帝政ロシアによる沿海州地域の獲得と日本社会 ポサドニック号事件を中心に」、『スラブ・ユーラシアセンター客員セミナー』2016年 北海道大学(札幌)

麓慎一、「近代日本とアイヌ社会 - 千島列島のアイヌを中心に -」、『明治150年』関連施策各府省庁連絡会議、2017年(東京)

麓慎一、「郡司成忠とシベリア」、『日本シベリア学会 第3回研究大会』、2017年(新潟)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

麓 慎一 (FUMOTO Shinichi)
新潟大学 人文社会・教育科学系
教授
研究者番号 30261259